

えきのキッチン利用規約

1. 施設概要

(1) 施設情報

施設名称: えきのキッチン/結崎駅前シェアキッチン

所在地: 奈良県磯城郡川西町大字結崎 475 番地 5

営業許可: 飲食店営業、菓子製造業（取得済み）

(2) 施設構成

調理スペース: 約 12.5 m²

飲食スペース: 約 15 m²（最大 10 席程度）

(3) 営業時間

午前 6:00～午後 8:30

イートイン、テイクアウト販売が可能です。

午後 5:00 以降はアルコールの提供も可能です。

酒類の販売（小売）を行う場合は、別途酒類販売業免許が必要です。

(4) 定休日

毎週火曜日

年末年始（12月28日～1月3日）

2. 施設利用目的

「えきのキッチン/結崎駅前シェアキッチン」は、「新しい挑戦をしてみたい!」「自分のお店を持ってみたい!」という方が、飲食店営業や物品販売などにチャレンジできる場として、奈良県川西町が管理・運営しています。

近鉄結崎駅の改札横に位置し、駅前広場に面しているため、地域の皆さんが気軽に交流できる拠点となることを目指しています。安心安全な食の提供と、誰もが心地よく過ごせる居場所づくりにご協力いただける方のご利用を歓迎します。

利用例: 飲食店営業、ワークショップ開催、物品販売など

3. 施設使用料金・使用時間枠

各使用時間枠には、物品搬入、準備、仕込み、片付け、清掃の時間が含まれています。

午前 6:00～午前 8:30: 1,500 円

午前 9:00～午後 4:00: 4,200 円

午後 4:30～午後 8:30: 2,400 円

* 使用時間枠については、その時点の募集内容により異なりますので、ご注意ください。

* 使用料が減額または免除される場合があります。詳しくは川西町総合政策課（以下「施設管理者」）にお問い合わせください。

4. 申込手続きと使用料のお支払い

「えきのキッチン」の利用を希望される方は、以下の手順でお申し込みください。

■ 申込方法

施設の使用申込みについては、川西町の公式ウェブサイトまたは「えきのキッチン」公式 SNS にて告知します。

告知された内容をご確認のうえ、所定の方法でお申し込みください。

■ 出店者の選定と通知

申込締切後、出店者および出店日時を選定し、結果をお知らせします。

■ 使用料のお支払い

選定結果の通知に記載された使用料を、使用開始前までに一括でお支払いください。

【お支払い場所】

以下のいずれかでお支払いいただけます。

川西町役場 総合政策課 窓口

下記の金融機関窓口

南都銀行

奈良中央信用金庫

奈良県農業協同組合

※ 金融機関窓口でお支払いの場合は、領収書の写真をメールでご提出ください。

送付先：川西町 総合政策課

✉ yuuzaki_share@town.nara-kawanishi.lg.jp】

■ 使用許可について

使用料の入金が確認できた時点で、正式な使用許可となります。

■ 誓約書の提出

使用許可を受けた方は、使用日までに誓約書をご提出ください。

5. 使用許可の取り消し・使用停止

以下のいずれかに該当すると施設管理者が判断した場合、使用許可を取り消し、または直ちに使用を停止します。この場合、お支払い済みの使用料金は返金いたしません。また、使用停止により生じるいかなる損害に対しても、川西町は一切の責任を負いません。

本規約に違反する行為があった場合

申込時の使用目的と実際の使用内容が著しく異なる場合

申込時の記入内容に虚偽があると認められた場合

川西町暴力団排除条例に違反する行為、または暴力団員を利する行為があった場合

特定の政治・宗教団体、その他結社による宣伝や勧誘行為があった場合

管理運営上不適当と認められる行為、または風紀上好ましくないと認められる行為

公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある行為

施設または設備等を損傷、汚損、または滅失するおそれのある行為
施設の来訪者または地域住民に迷惑を及ぼす行為
使用料の支払いが著しく滞った場合
許認可や資格が必要な用途を、未認可または資格がない状態で開催・使用した場合
危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みにより人身事故の発生、建物・施設内備品等の破損・汚損・紛失が発生した場合
音、振動、臭気の発生により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合
施設管理者の注意に従わない場合
未成年者のみの使用の場合（未成年者の使用は、保護者または責任者が同伴が必須）
施設の管理運営上、支障があると施設管理者が判断した場合
食中毒等、重大な過失を発生させた場合
第三者に当施設の使用権の全部または一部を譲渡、あるいは転貸した場合

6. キャンセル

使用許可後のキャンセルは原則としてできません。

7. 遵守事項

当施設を使用するにあたり、以下の事項を必ず遵守してください。これらの事項に違反した場合、使用の中止や今後の使用制限、損害賠償請求の対象となる可能性があります。

(1) 責任者の常駐

利用申請者及び食品管理責任者（食品衛生責任者養成講習会、えきのキッチン衛生講習会受講者）は常駐してください。

(2) 時間管理

使用許可に記載された使用時間を厳守してください。使用許可後の時間延長や日程変更はできません。

使用時間前の来場や事前の物品搬入はご遠慮ください。

(3) 施設内での禁止事項

施設内は禁煙です。また、火気厳禁です。

当施設への危険物の持ち込みは一切禁止します。

(4) ゴミの処理と清掃

使用中に発生したゴミはすべてお持ち帰りください。

使用終了後は、施設を使用前の状態に原状回復してください。

清掃とゴミ回収は「えきのキッチン利用マニュアル」「清掃チェックシート」の内容に沿って行ってください。

(5) 食品衛生に関する義務

飲食物を販売する場合は、以下の事項を遵守し、食品衛生に細心の注意を払ってください

い。

食品衛生責任者養成講習会を修了した方を1名配置してください。

えきのキッチン衛生講習会を必ず受講してください。

食品衛生法、奈良県食品衛生法施行規則等、食品衛生関連法令、および「えきのキッチン HACCP」を遵守してください。

食中毒に対応する賠償責任保険に加入してください。食中毒が発生した場合の責任は使用者に帰属します。

食品調理・加工等の衛生責任および衛生管理は、当日の使用者が負うものとします。

食品調理・加工等の前後には、洗浄・消毒等を徹底し、事故がないよう対処してください。

食中毒、異物混入等の事故が発生した場合は、速やかに施設管理者に連絡し、指示に従ってください。

販売する商品は、食品衛生上の安全が確保されているものに限りません。なお、食中毒や重篤なアレルギー事故等のリスクが高いと判断されるもの（生肉、生魚、加熱不十分なもの、および「そば」を含む食材等）については、管理者の判断により販売制限を行う場合があります。

キッチン内は衛生上一切の動物の立ち入りを禁止いたします。

(6) 保険加入

イベント開催にあたっては、万一の事故に備え、傷害保険等への加入をしてください。

(7) 調理と食材

全ての調理工程を当施設内で完結してください。ご自宅などで保健所の使用許可を得た調理施設がある場合でも、下処理を含め、事前に処理した食材の持ち込みは一切認めません。

(8) 飲酒に関する注意

運転者および未成年者の飲酒は法律で禁止されています。使用者の責任において管理を徹底してください。

(9) 使用実績報告

使用后、必ず所定の使用実績報告書（衛生管理計画書、清掃チェックシート、入室衛生チェックリスト、その他指定する書類等）を施設管理者へご提出ください。

8. 注意事項

当施設の円滑な運営と快適な利用のため、以下の点にご留意ください。

(1) 駐車場

車でお越しの方は、施設前のパーキングをご利用ください。物品搬入出時に1台分の駐車券を配布します。

ただし、公共の駐車場でもあるため、駐車スペースの空きがない場合があります。ご了承

ください。

(2) 設営・撤去

装飾品の設営および撤去は、使用者ご自身で行ってください。

(3) 連絡調整

施設管理者と円滑な連絡調整が図れるようご協力をお願いします。

(4) 設備・備品

共有設備・備品（【別表 共有設備・備品一覧】参照）以外は、使用者ご自身でご用意ください。調理器具を持ち込む場合は、必ず持込リストに記入し、ご提出ください。お忘れ物がないようご注意ください。万一忘れ物があった場合は、処分させていただきます。

共有設備・備品の数量や状態は、不具合等により変更になる場合があります。

(5) 食品衛生に関する留意事項

他の使用者の食中毒の疑い等が発生した場合、保健所の調査のため、施設の使用を停止することがあります。

他の使用者の食中毒疑い案件に関連して、別の使用者に対しても調査が行われることがあります。

施設が行政処分を受けた場合、施設が使用再開できるまで、他の使用者も施設を使用できなくなります。

(6) 商品の保管

施設で食中毒の疑いがある、食中毒が発生した場合、原因追究の調査の一環として、提供した商品の提出を保健所から求められることがあります。

調査に協力できるよう、商品の保管を必ず行ってください。

(7) 食材の準備

食材や調味料等は、施設管理者から提供されません。全て使用者側でご準備ください。

(8) 酒類の提供・販売

飲食店営業としてアルコールを提供できるのは午後 5:00 以降です。酒類の小売販売に時間の制限はありませんが、販売を行う場合は、酒類販売業免許が必要です。

(9) 外部製造品の販売

営業許可を取得した別の施設で製造・包装された完成品を当施設で販売することは可能です。ただし、食中毒等の問題が発生した場合の責任は、使用者（製造者）に帰属します。また、販売する商品には食品表示の作成が義務付けられています。別添「食品表示について」をご確認の上、適切に作成してください。

(10) 税務・レジ袋

消費税および地方消費税は適切に取り扱ってください。

テイクアウト時のレジ袋については、プラスチック製レジ袋の有料化など、適切に対応してください。

9. 宣伝・メディア掲載

出店の宣伝は使用者ご自身で行ってください。川西町による宣伝は確約されるものではありません。

出店の様子は、ウェブサイト、SNS、川西町の広報誌などで紹介される場合があります。その際、施設管理者が撮影や取材を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

また、出店者自身の SNS 等でえきのキッチン関連の記事を投稿した場合、その投稿で使用された写真等を川西町の広報誌、SNS 等で利用する場合があります。

10. 安全確認

当施設を使用中は、当日の使用責任者が常駐し、使用者の責任において防災・防犯の安全確認を必ず行ってください。

防災および防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合がございます。

当建物内への危険物の持ち込みは一切できません。

施設使用者に鍵を預託する場合があります。その際、使用終了後、施設施錠を必ず行い、所定の場所に鍵を施錠返却してください。施錠されていない状態で本施設が盗難・火災等に遭った場合は、全額を損害賠償請求いたします。

11. 広告物などの掲示

広告物、会場誘導看板等の設置を希望する場合は、事前に施設管理者から承諾を得てください。

12. 免責および損害賠償

使用者や参加者間のトラブル、怪我、備品・物品（貴重品含む）の盗難・紛失・破損事故等に関して、原因の如何を問わず、施設管理者は一切の責任を負いません。

食中毒等、調理・飲食に起因する人的損害について、施設管理者は一切の責任を負いません。

当施設で提供または販売した飲食物や製品により、食中毒や異物混入等が発生し、当施設が営業停止などの行政処分を受けた場合、その期間中に当施設に生じた損害については、使用者へ損害賠償を請求するものとします。使用者は販売商品等の速やかな回収に努め、保健所の指導のもと、必要な作業には全面的に協力してください。

天災地異、関係省庁からの指導、その他当施設側の責めに帰さない事由により使用が中止された場合、その損害について施設使用料を限度として、川西町は損害金額を賠償します。

川西町の故意または過失により、川西町所有の施設（建造物、設備等）および備品が使用不能となり、使用者に損害を与えた場合は、施設使用料を限度として、川西町は損害金額を賠償します。

各スペース内外の建造物、設備、什器、貸出備品を破損、汚損、紛失させた場合は、その損害について全額賠償請求いたします。

持ち込んだ調理器具の消費電力が大きい場合や、照明・エアコン等の消し忘れ、水栓の締め忘れ等により電気料金・水道料金等が高額になった場合は、一部負担金や損害賠償を請求する場合があります。

使用条件の変更、使用の停止または使用許可の取り消しにより、使用者に生じた損害については、川西町は一切の責任を負いません。

その他、使用者が本規約に違反したことによって川西町が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。